

重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部

**交番の増設等、防犯ボックスの設置および警察官の増員について【県への要望】****要望内容**

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数の多い地域における交番の増設・防犯ボックスの設置およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いているとともに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生している。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加している。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、令和4、5年度に新たに防犯カメラを約350台設置し、独自の防犯対策を強化する。

こうした地域の取り組みに対し、国においても良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正、ならびに、滋賀県においても、さらなる滋賀県警察の警察官の大幅な増員と、特に南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

また、防犯ボックスについては、駅前等、地域の防犯の拠点となるよう設置され、警察官OBや住民の方々、さらには、滋賀県警察本部と連携を図ることで、防犯対策が進められるものであるが、早期の交番設置が困難な場合の代替措置として早急に設置する必要がある。

現状と課題（続き）

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課

県道における歩道照明の整備について【県への要望】

要望内容

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第16条で、「道路などを管理する者は、当該道路等が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。」と規定されているが、県管理道路は、歩行者用の連続照明が整備されず、夜間には交通安全上も、また防犯上も大変危険な状況となっている。特に重点要望路線については、学校施設が近接していることや、平成27年道路交通センサスにおいて、歩行者・自転車の通行量が約1,000人台/日であり、通行量も多いことから、犯罪が起こりやすい路線であり、緊急的に対策が必要である。草津市としても、通学路を中心に「子ども見守り防犯カメラ」の設置を予定しているところである。

滋賀県は、同条例の規定にあるように、道路管理者としての主体性をもって歩道連続照明の整備について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ① 県内の犯罪発生件数は、最悪となった平成14年以降、各関係機関や官民との協働による防犯の取組みにより減少傾向であるが、草津市は県内都市部において、平成16年以降、犯罪率がワースト1の状況が続いている。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加している。犯罪減少と犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるためには、草津市の犯罪対策を重点的に進めていく必要がある、これが滋賀県全体の犯罪件数を抑制することとなるため、滋賀県にとっても最重要課題と言える。
- ② 草津市においては、新設道路の歩道など照明灯が長い区間にわたって未整備な箇所については、平成23、24年度に特別の予算を計上して整備を進めた。また、市内の犯罪や夜間の自転車歩行者道における交通事故の発生を抑制するため、各種啓発活動や地域防犯活動への助成などのソフト事業と併せ、防犯カメラや照明灯の整備などのハード事業を組み合わせ、夜間の犯罪の抑制や、歩行者や自転車の通行の安全確保対策を行っている。また、子どもや女性を対象とした犯罪がおこりやすい小中学校の通学路や駅周辺などについて、令和4、5年度に市独自の防犯対策として、「子ども見守り防犯カメラ」を約350台設置する。
- ③ しかしながら、県道については、主要な交差点には道路照明が整備されているものの、その間の区間は道路照明がなく暗い状態が続いており、防犯上も交通安全上も危険な状態となっていることから、上記の市が実施する防犯カメラ設置事業の防犯対策とあわせて、歩道連続照明の整備が必要である。

事業実施による効果

- 1 犯罪企図者への抑止効果及び交通事故抑止効果による歩行者等の安全確保
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

重点要望(継続)



要望先：滋賀県農政水産部 耕地課・農村振興課

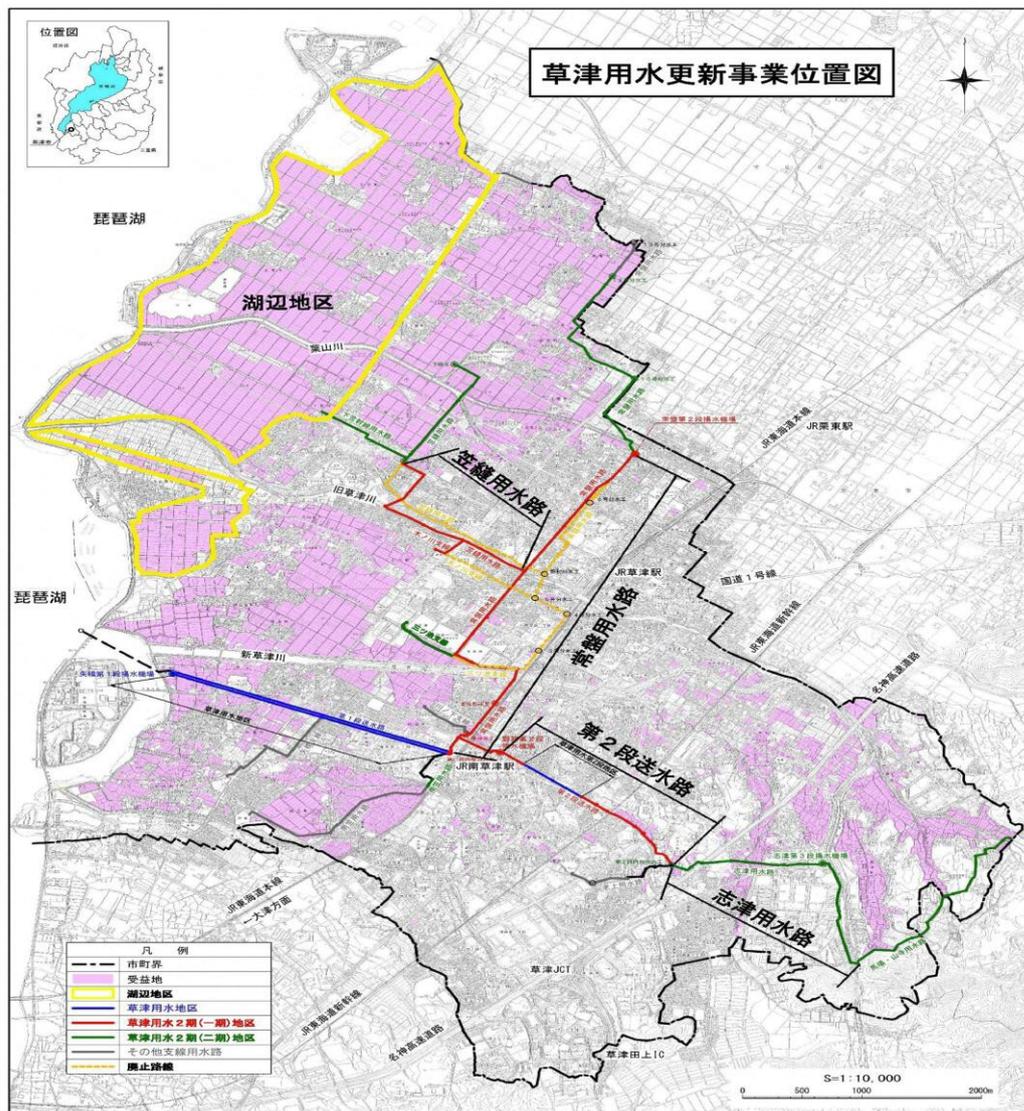
かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

要望内容

草津用水更新事業のうち、草津用水2期（一期）・（二期）地区について、令和7年度までの4年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。

また、本市の湖辺地区における用水管（石綿管）については、施設整備後40年を経過し、老朽化による破損事故が続発しており、その他土地改良施設も同様に老朽化が著しいことから、県営事業として令和5年度の事業採択に向け、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、全体の事業計画に対し受益者の同意を得、事業賦課金を徴収しているため、円滑に事業を執行する必要があります。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《湖辺地区石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 年を経過し老朽化による破損事故が多く生じていること、事業賦課金も既に納付されていることから、早期着手の要望が非常に強く、令和 5 年度に県営事業として新規採択をいただき、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JAレーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、草津市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新を行う事で、持続的で効率的な営農が可能となるよう、生産基盤である農地の集積・集約化についても検討を行い、地域農業者の意向や理解を深め、事業着手に繋げていく必要がある。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

重点要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2 削減を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



15 陸の豊かさも
守ろう



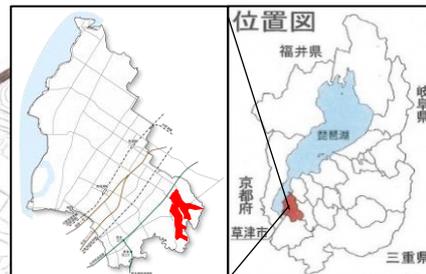
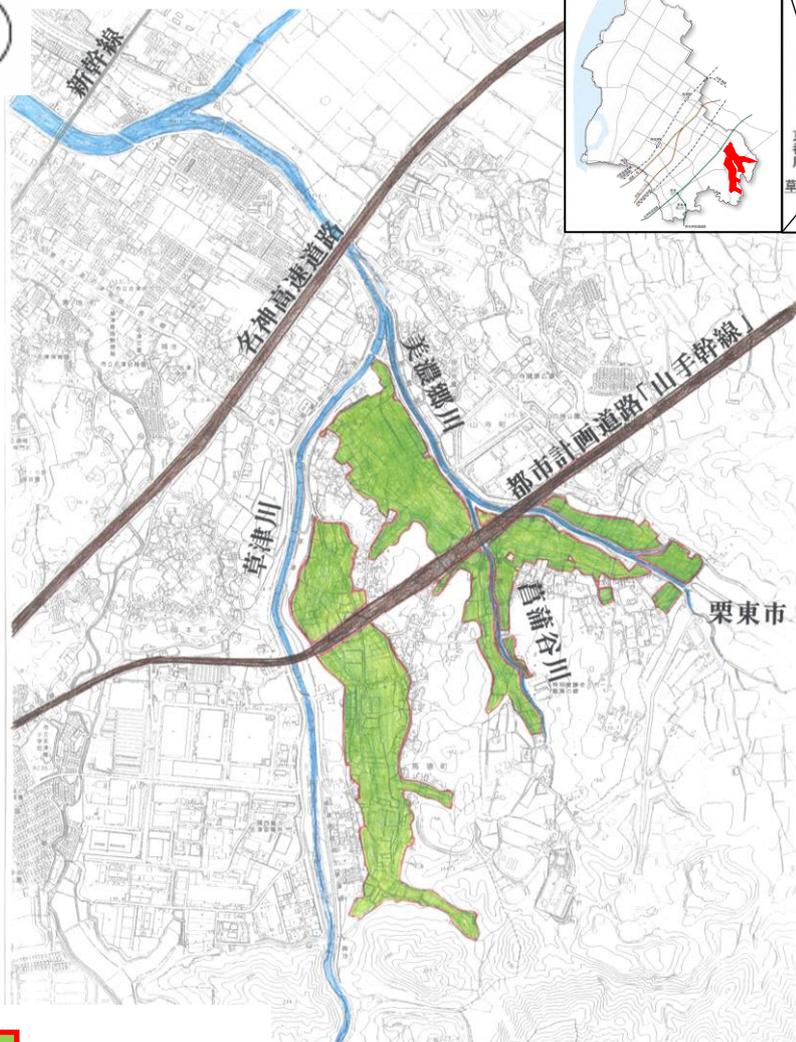
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

本市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、基盤整備（ほ場整備）事業について、令和4年度以降の事業施行申請および土地改良区の設立認可申請に向け、特段の配慮をお願いしたい。

また、国・県の予算確保についても、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



 : 事業区域

現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

「道の駅草津リノベーション」にかかる駐車場の拡大および県道とのアクセス強化について【県への要望】

要望内容

道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいた。

現状、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、本市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を行うものである。

県におかれては、「道の駅草津リノベーション構想」に基づき、県管理用地等も活用した駐車場の拡大および県道からの出入口の整備を早期に実現されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 駐車台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、現状の県道通行量に見合った駐車台数となっていない。
- ・ 県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・ 「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・ 道の駅草津の隣の「下物ビオトープ」を県に整備いただき、環境学習の場としての活用が求められている。
- ・ 道の駅草津に隣接して、約9,000㎡の県管理地（琵琶湖河川区域）があり、当該地は、「琵琶湖河川区域土地利用方針」では湖岸堤の堤脚水路よりも背後地にあり、河川管理上は必ずしも必要とされていない。
- ・ 近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業が予定されており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・ 本市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めようとしている。

事業実施による効果

- ・ 駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・ 本市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域でのにぎわいの創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・ 道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 農林水産係
TEL：077-561-2347

重点要望(継続)

要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課



地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

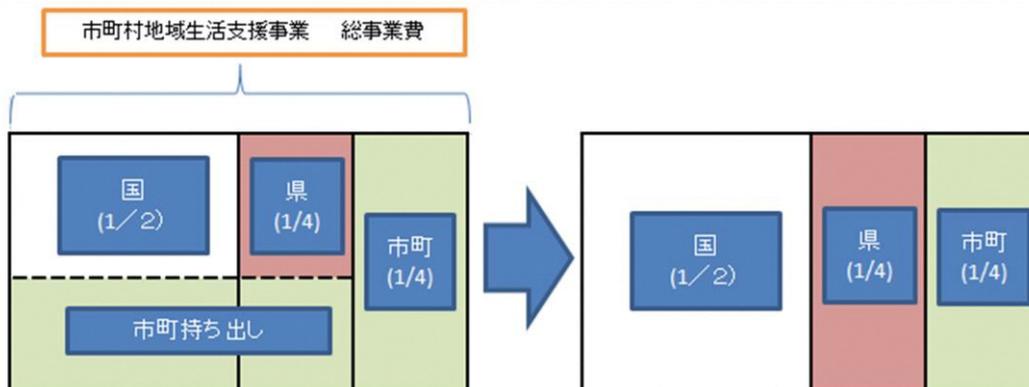
要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50/100の補助をしていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県補助金についても同様に実績額の25/100の補助としていただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50/100、県25/100以内となっているが、現状はそのうちの5割～6割の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が5割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。



事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

担当：健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係
TEL：077-561-6972

介護保険制度の円滑な運営に係る支援について 【国への要望】

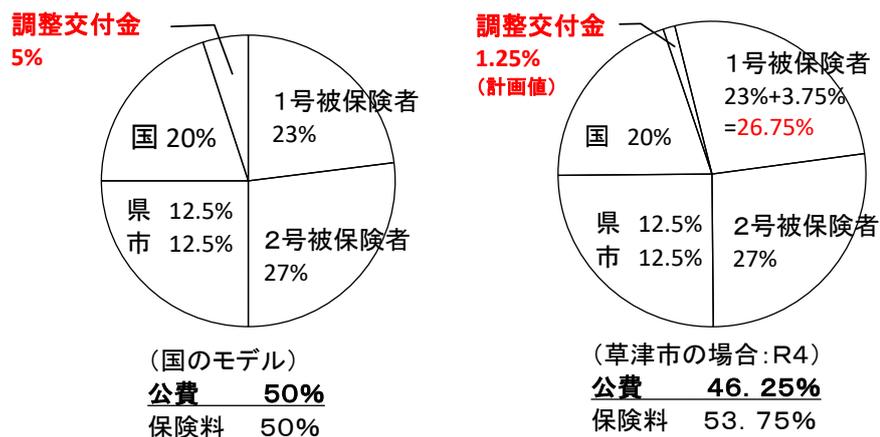
要望内容

現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する5%基準分の配分は、市町間の格差が大きいことから、その是正策として、2.5%分を基本分として固定配分し、残りの2.5%内で、現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より、ゆるやかな傾斜配分とすることについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ①財政調整交付金は、各市町村の第1号被保険者の状況により、毎年変動し、高齢者の状況から、5%基準を大きく割り込んでいるところもあり、本市においても、全国平均より75歳以上の高齢者数が少なく、第1号被保険者の所得水準が高いため、毎年減額交付されている。
- ②保険料算定においては、財政調整交付金交付率の算定により、保険料基準額への影響は大きく、全国的に見ても、財政調整交付金交付率の算定の結果に伴い、同じ第1号被保険者が支払う保険料の給付費に対する負担割合に差が出ることについては、理解が得られにくいところである。

【介護給付費負担割合】



事業実施による効果

- 将来にわたる安定的な財源の確保により、介護保険制度持続の一助となる。
- 第1号被保険者間の費用負担の公平化につながる。

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、県としても被保険者負担の軽減に向けた対策を講じられたい。なお、県においては、昨年度に「保険料水準の統一に向けたロードマップ」案を提示されたが、ロードマップ案にとらわれることなく県内市町と十分な議論を行っていただくとともに、保険料水準の統一の際には、市民への周知や激変緩和の期間も考慮するよう特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政の都道府県単位化により財政基盤の安定化が一定図られたものの、高齢・低所得の被保険者が多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤の問題は解消されていないのが現状である。

また、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢への不安や生活必需品の価格上昇など、社会経済情勢の悪化が懸念される中で、被保険者においては、保険料の負担感は増加していると考ええる。

このことから、国民健康保険の構造的な問題や現状の社会経済情勢に鑑み、国保財政に対する財政支援の充実が必要である。

また、本県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、保険料が増加する場合の被保険者への説明は困難であることから、昨年度に県が示した「保険料水準の統一に向けたロードマップ」案を目安としつつ、これまでと同様に、県内市町と十分な議論を行ったうえで実施する必要がある。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係
TEL：077-561-2366

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する医療費助成制度について、心身障害者に対する助成制度と同様に、広く保険適用医療費の一部負担金を助成対象とする制度を構築していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県として実施されている精神障害者精神科通院医療費助成制度では、精神障害者に対する医療費の助成対象は自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分のみとなっているが、精神障害者の方の中には就労ができず、経済面で生活に苦しむ方も多くおられることから、広く保険適用医療費を助成対象とする制度を構築し、経済的負担の軽減を図る必要がある。

こうした障害者への医療に関する経済的負担の軽減は、住む地域や場所に関わらず図られるべきであり、心身障害者（児）福祉医療助成制度と同様に、県主導による助成制度の構築を要望する。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県健康医療福祉部 家庭支援推進室

子どもの医療費に係る助成制度の拡充について 【県への要望】

要望内容

健康しがを実践していくためにも県下で統一された制度のもと、県と市町が一体となって、より一層安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくため、県において小学校就学後の子ども医療助成制度を創設していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県においては、小学校就学前の子どもを対象に保険適用医療に係る費用の一部負担金を助成する制度を設けていただいているが、少子化の進行や、安心して子どもを産み育てることができる環境整備の重要性を考慮し、本市をはじめ、県内の全市町において、小学校就学後の子どもに対しても医療費助成を行っているところである。

社会情勢の悪化などにより、出生数が大きく減少している現在、少子化対策として、4割近くの都道府県において、すでに小学校就学後の医療費助成制度を創設されており、県としても子どもに対する医療費助成制度について、検討のうえ、創設いただきたい。

事業実施による効果

県全体として安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975